

四日市市告示第232号

四日市市地域密着型サービス事業者等の指導及び監査実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 4年 4月 1日

四日市市長 森 智 広

四日市市地域密着型サービス事業者等の指導及び監査実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市地域密着型サービス事業者等の指導及び監査実施要綱（平成19年四日市市告示第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指導及び監査の形態)</p> <p>第4条 指導の形態は原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 集団指導</p> <p>市が指定・許可の監督権限を持つ指定地域密着型サービス事業者等を、<u>介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。</u></p> <p><u>なお、オンライン会議システム、ホームページ等（以下、「オンライン等」という。）の活用による動画配信等による実施も可能とする。</u></p> <p>(2) <u>運営指導</u></p> <p><u>ア 運営指導の形態</u></p> <p><u>運営指導は次の（ア）から（ウ）まで</u></p>	<p>(指導及び監査の形態)</p> <p>第4条 指導の形態は原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 集団指導</p> <p>市が指定・許可の監督権限を持つ指定地域密着型サービス事業者等を、<u>必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めた講習等の方法により指導を行う。</u></p> <p>(2) <u>実地指導</u></p> <p><u>次の形態により指導の対象となる指定地域密着型サービス事業者等の事業所に</u></p>

の内容について、原則、実地に行う。また、市長が単独で行うものを「一般指導」とし、市長が他市町長と合同で行うものを「合同指導」とする。なお、(ア)から(ウ)までの実施については、効率的な実施の観点から、それぞれ分割して実施することもある。

(ア) 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導

(イ) 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導（(ウ)に関するものを除く。）

(ウ) 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

イ 実施頻度

原則として3年に1回以上の頻度で、指導の対象となる指定地域密着型サービス事業者等に対して行う。

ウ 運営指導の内容

運営指導の実施に当たっては、基準等への適合性に関し、指定地域密着型サービス事業者等による自主点検を励行するものとし、上記ア（ア）及び（イ）については、国によって別に定められる介護サービスの質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる標準的な確認すべき項目（以下「確認項目」という。）及び標準的な確認すべき文書（以下「確認文書」という。）に基づき実施する。

において実地に指導を行う。

ア 一般指導

四日市市が単独で行う。

イ 合同指導

四日市市が他市町と合同で行う。

また、運営指導（上記ア（ア）及び（イ）に限る。）においては、確認項目以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとし、確認文書以外の文書は原則求めないものとする。

2 監査は、指定地域密着型サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し公正かつ適切な措置を採るため実施する。

（指導対象）

第5条 指導の対象は、全ての指定地域密着型サービス事業者等とする。ただし、効率的な指導を行う観点から、その選定については一定の方針に基づき行う。

(1) 集団指導の対象

市長が指定、許可の権限を持つ全ての指定地域密着型サービス事業者等を対象に行う。なお、市長は、その指導内容等により、サービス種別毎の実施や新規指定又は管理者の変更があった指定地域密着型サービス事業者等を対象として別途実施する等、より一層内容の理解が図ら

2 前項の規定にかかわらず、社会情勢等により同項第2号に規定する実地指導を行うことが困難であると市長が判断した場合は、同項第1号に規定する集団指導又はインターネットを介した指導若しくは市が指定した場所における指導を実施する。

3 監査は、指定地域密着型サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し公正かつ適切な措置を採るため実施する。

（指導対象の選定基準）

第5条 指導の対象は、全ての指定地域密着型サービス事業者等とする。ただし、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、選定については一定の計画に基づいて実施する。

(1) 集団指導

介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等、指導内容に応じて選定する。

れるよう努める。

(2) 運営指導の対象

ア 一般指導

実施頻度や個別事由を勘案し、原則毎年度、計画的に実施できるよう市長が、指定地域密着型サービス事業者等を選定する。

イ 合同指導

一般指導の対象とした指定地域密着型サービス事業者等の中で複数の市町村で指定を受けているものを対象に実施する。

ただし、その事業所が本市外に所在する指定地域密着型サービス事業者等については、当該事業所の所在地の市町村長からの報告をもって指導に替えるものとする。

(監査対象の選定基準)

第6条 監査は下記に示す情報等から、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に立入検査等により行う。

(1) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 市が、高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報

ウ 国民健康保険団体連合会（以下「連

(2) 実地指導

ア 一般指導

(ア) 毎年度、国の示す指導重点事項に基づき、指定地域密着型サービス事業者等を選定する。

(イ) その他、特に一般指導が必要と認められる指定地域密着型サービス事業者等を対象に実施する。

イ 合同指導

一般指導の対象とした指定地域密着型サービス事業者等の中で複数の市町村で指定を受けているものを対象に実施する。

ただし、その事業所が本市外に所在する指定地域密着型サービス事業者等については、当該事業所の所在地の市町村長からの報告をもって指導に替えるものとする。

(監査対象の選定基準)

第6条 監査は下記に示す情報等から、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に、行うものとする。

(1) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 国民健康保険団体連合会（以下「連

合会」という。) 、地域包括支援センターへ寄せられる苦情

エ 連合会・他市町村の保険者からの通報情報

オ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す指定地域密着型サービス事業者等

カ 「介護サービスの情報の公表」の未実施情報

(2) 運営指導における情報

法第23条及び第24条により指導を行った指定地域密着型サービス事業者等において認めた(その疑いがある場合を含む。) 指定基準違反等及び人格尊重義務違反

(指導方法等)

第7条 指導方法は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 市長は、集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該指定地域密着型サービス事業者等に対して原則として2月前までに通知する。

イ 指導方法は、指定地域密着型サービス事業者等に対して、指導内容の理解を深めるため質問や個別相談等の機会を設ける等、工夫するとともに、実施体制等により単独での実施が困難な場合は、県と合同で実施することを検討する。

また、県知事と市長が集団指導を実施する場合、その内容について県管内での整合を図るため、相互に事前の情報提供を行う等、連携を図るものとする。

合会」という。) 、地域包括支援センターへ寄せられる苦情

ウ 連合会・他市町の保険者からの通報情報

エ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者

オ 「介護サービスの情報の公表」の未実施情報

(2) 実地指導において確認した情報

法第23条及び第24条により指導を行った指定地域密着型サービス事業者等において確認した指定基準違反等

(指導方法等)

第7条 指導方法は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導対象となる指定地域密着型サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該指定地域密着型サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法は、介護給付等対象サービスの取扱、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習の方式で行う。

なお、集団指導に欠席した指定地域密着型サービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

なお、集団指導に参加しなかった指定地域密着型サービス事業者等に対しては、使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともにオンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

(2) 運営指導

ア 指導対象となる指定地域密着型サービス事業者等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により当該指定地域密着型サービス事業者等に原則として1月前までに通知する。

(ア) 運営指導の根拠規定及び目的

(イ) 運営指導の日時及び場所

(ウ) 指導担当者

(エ) 事業者等出席者

(オ) 準備すべき書類等

(カ) 当日の進め方、流れ等（実施する運営指導の形態、スケジュール等）

イ 指導方法は、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。

なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認出来る内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することが出来る。

(指導結果の講評)

第8条 指導職員は、運営指導終了後、指定地域密着型サービス事業者等の開設者

(2) 実地指導

ア 指導対象となる指定地域密着型サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定地域密着型サービス事業者等に通知する。

(ア) 実地指導の根拠規定及び目的

(イ) 実地指導の日時及び場所

(ウ) 指導担当者

(エ) 事業者等出席者

(オ) 準備すべき書類等

イ 指導方法は、別に定める地域密着型事業所等指導実施方針に基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。

(指導結果の講評)

第8条 指導職員は、実地指導終了後、指定地域密着型サービス事業者等の開設者

及び管理者の出席を求めて講評及び必要な助言・指示を行う。

(指導結果通知)

第11条 運営指導の結果は、人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項がある場合、介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合は、期限を付して改善報告を求めるとともに、必要に応じて改善状況を実地に確認する。

(監査への変更)

第12条 運営指導を実施中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに第6条に定めるところによる監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- (1) 介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (2) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (3) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

及び管理者の出席を求めて講評及び必要な助言・指示を行う。

(指導結果通知)

第11条 実地指導の結果は、指導後原則として1か月以内に文書により通知する。改善を要する事項及び介護報酬について、過誤による調整を要すると認められた場合は期限を付して改善報告を求めるとともに、必要に応じて改善状況を実地に確認する。

(監査への変更)

第12条 実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに第6条に定めるところによる監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 報酬請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合
- (3) その他明らかに不正又は著しい不当が疑われる場合

(監査方法等)

第13条 監査方法については、次のとおりとする。

(1) 市が指定又は許可する指定地域密着型サービス事業者等に対する監査

ア 実施通知

市長は、監査の対象となる指定地域密着型サービス事業者等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により、監査開始時に通知する。なお、法第23条により運営指導を実施中に監査に移行した場合は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通告する。

(ア) 監査の根拠規定

(イ) 監査の日時及び場所

(ウ) 監査担当者

(エ) 出席者

(オ) 必要な書類等

(カ) 虚偽の報告又は答弁、検査忌避

等に関する罰則規定

イ 情報提供等

監査の実施に当たっては、事前に、対象とする指定地域密着型サービス事業者を指定している全ての市町村長に情報提供を行い、必要に応じ同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。

(2) 指定権限等が県にある介護保険施設等に対する市の監査

ア 実施通知

上記(1)のアに準ずる。

イ 情報提供等

指定又は許可の権限が県にある指定居

(監査方法等)

第13条 監査方法については、次のとおりとする。

(1) 報告等

市長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは指定地域密着型サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定地域密着型サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査(以下「実地検査等」という。)を行うものとする。

市は実地検査等において指定基準違反と認めるときは、文書によって県へ通知を行うものとする。

宅サービス事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等、指定介護療養型医療施設開設者等及び指定介護予防サービス事業者等（以下「県指定サービス事業者」という。）について、監査を行う場合、県知事に対し事前に実施する旨の情報提供を行い、連携を図るものとする。

ウ 都道府県への通知

市長は、監査により指定基準違反等又は人格尊重義務違反と認めるときは、文書によって都道府県知事に通知する。なお、都道府県と市が同時に監査を行っている場合には、省略することができる。

2 行政上の措置

ア 勧告

指定地域密着型サービス事業者等が国で定める人員、設備及び運営に関する基準に違反したことが確認された場合、当該指定地域密着型サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

なお、勧告した場合は、当該指定地域

(2) 行政上の措置

ア 勧告

指定地域密着型サービス事業者等が国で定める人員、設備及び運営に関する基準に違反したことが確認された場合、当該指定地域密着型サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において当該指定地域密着型サービス事業者等は、期限内に

密着型サービス事業者等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

イ 命令

指定地域密着型サービス事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるほか、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

なお、命令した場合は、当該指定地域密着型サービス事業者等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

ウ 指定・許可の取消し、指定・許可の全部又はその一部の効力の停止(以下「指定の取消し等」という。)

市長は、法第78条の10、第84条、第115条の19、第115条の29及び第115条の45の9のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者等に係る指定・許可を取り消し、又は期間を定めてその指定・許可の全部若しくは一部の効力の停止をすることができる。

エ その他

監査の結果については、文書により通知する。なお、上記ア～ウに該当する場合はそれらの通知に代えることができる。また、上記ア～ウに該当しない、改

文書により報告を行うものとする。

イ 命令

指定地域密着型サービス事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

命令を受けた場合において、当該指定地域密着型サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

ウ 指定・許可の取消し、指定・許可の全部又はその一部の効力の停止(以下「指定の取消等」という。)

市長は、法第78条の10、第84条、第115条の19、第115条の29及び第115条の45の9のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者等に係る指定・許可を取り消し、又は期間を定めてその指定・許可の全部若しくは一部の効力の停止をすることができる。

善を要すると認められた事項については、その旨を通知し期限を定めて報告を求めるものとする。

3 聴聞等

監査の結果、当該指定地域密着型サービス事業者等が取消処分等に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

4 経済上の措置

ア 不正利得となる返還金の徴収の要請

市長が取消処分等（命令を除く。）を行った場合に、当該指定地域密着型サービス事業者等が法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支払いに係る保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。

イ 返還金の徴収方法

上記アの不正利得については、原則として、法第22条第3項の規定により当該返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

(3) 聴聞等

監査の結果、当該指定地域密着型サービス事業者等が取消処分等に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与を行わなければならない。

但し、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(4) 経済上の措置

ア 勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、保険給付の全部又は一部について当該保険者に対し、法第22条に基づく不正利得の徴収等（返還金）として徴収を行うよう指導するものとする。

イ 命令又は指定の取消等の場合には、当該指定地域密着型サービス事業者等に対し、原則として、法第22条第3項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。

<p>(<u>県内の連携等</u>)</p> <p><u>第14条</u> 市長は、指定地域密着型サービス事業者等に対し前条第2項「<u>行政上の措置</u>」を行う場合には、<u>事前に県知事に情報提供を行うものとする。</u></p> <p>(監査及び行政措置の実施状況報告)</p> <p><u>第15条</u> 市は、法第197条第2項の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況について、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告を行う。</p> <p>(情報の提供)</p> <p><u>第16条</u> 市は、指定地域密着型サービス事業者等に対して実施した指導又は監査の内容及び結果について必要があると認めるときは、県、関係する保険者又は当該指定地域密着型サービス事業者等を指定している他の市町村へその情報を提供するものとする。</p>	<p>新設</p> <p>新設</p> <p>(監査及び行政措置の実施状況報告)</p> <p><u>第14条</u> 市は、法第197条第1項の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況について、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告を行う。</p> <p>(情報の提供)</p> <p><u>第15条</u> 市は、指定地域密着型サービス事業者等に対して実施した指導又は監査の内容及び結果について必要があると認めるときは、県、関係する保険者又は当該指定地域密着型サービス事業者等を指定している他の市町村へその情報を提供するものとする。</p>
--	--

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(健康福祉部健康福祉課)